子どもの健やかな育ちと学びのための105の提言

子育て三方よし スマイル プロジェクト
「 子によし、親によし、未来によし 」

全 国 知 事 会
次世代育成支援対策プロジェクトチーム

令 和 3 年 6月

【 提言　重点事項 】

内閣官房	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置
内閣府	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置
法務省	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のための、犯罪経歴確認制度の導入

文部科学省	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のための、犯罪経歴確認制度の導入 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 ヤングケアラーへの支援強化
厚生労働省	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 認可外保育施設の無償化の2年後見直しにおける質向上のための支援充実 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 児童虐待防止対策の推進等（児童相談所の機能強化） ヤングケアラーへの支援強化

チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言

～子どもたちが幸せを感じながら健やかに育つ、未来ある社会を目指して～

日本において本格的に少子化対策に踏み出してから約30年。この間、様々な対策を講じてきたものの、2015年までは100万人を超えていた出生数が、2021年には80万人を下回る可能性があり、これまでよりも格段に実効性の高い、強力な対策を講じる必要がある。

また、長引くコロナ禍により、子どもたちの健やかな育ちへの影響が懸念されている。子どもたちの困難や不安を取り除き、すべての子どもたちが幸せを実感しながら、未来を「生き抜く力」を育むことができるよう、我々は全力を尽くさなければならない。

国において「こども庁」創設の議論が進められているが、単なる組織論にとどまることなく、**「チルドレン・ファースト」の原点に立ち返り、大胆な資源投入と権限強化**を行う必要がある。**子ども政策に総力を挙げて取り組むとの力強いメッセージとともに、真に実効力のある政策が進められるものとなるよう**、下記の４点について、緊急的に提言する。

1. チルドレン・ファーストを実現するこども庁の創設

子どもを中心に既存の縦割りを打破し、子ども関連政策を一元的に担う新たな組織を創設することについて、全国知事会としては賛同するところである。改めて、新組織は、子どものため、**子どもの権利を守るという観点を第一**とすべきであり、そのうえで、権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織とすること。

一方で、子ども関連政策を一元化することで新たな分断が生じることの懸念がある。障害児者への支援、医療・健康づくり・食育など、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野にあたっては、現行施策の意義や実施状況を十分踏まえるべきである。特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。

加えて、子どもを取り巻く複雑・多様化する課題について、地方自治体をはじめとする関係機関と連携した迅速な対応を可能とする組織とすること。

2. 子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充

コロナ禍の影響は、低所得など困難な状況にある人により強く及んでいる。貧困等により子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に推し進める必要がある。

不妊治療等への助成拡大、妊娠・出産・産後の支援、乳幼児期の検査費用、全国一律の子ども医療費にかかる助成制度の創設、所得に関係なく子どもの人数によって支給される家族手当の支給など、**子どもの誕生や成育にかかる経済的負担の軽減**をはかること。

また、幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより**子どもの教育にかかる費用の軽減**を図るとともに、様々な体験を通じて豊かな人間性・社会性を育めるよう、家庭教育の支援など、特に乳幼児期からの子育て・教育支援の充実を図ること。

3. 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充

我が国の子ども関連の政府支出は、出生率の高い傾向にある欧州諸国よりも低く、子ども関連の施策に必要な予算が配分されているとは言い難い。ＧＤＰに対する教育関連の政府支出をＯＥＣＤ加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、**政府支出を拡大し、大胆な資源投入**を行うこと。

また、子ども関連施策の多くを地方自治体が担っていることから**地方財政措置の拡充**を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となるよう、**基金制度を創設**すること。

4. 国と地方との定期的な協議の場の設置

国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。

特に、**こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続**すること。

【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】

1 幼児教育保育等の充実
認可外保育施設の無償化の2年後見直しにおける質向上のための支援充実 ［提言:3(1)エ］

【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】

1 児童虐待防止対策の推進等 ［提言:2(2)ア～ウ］
2 ヤングケアラーへの支援の強化 ［提言:3(2)］

1 幼児教育・保育等の量の拡充 ［提言 3(1)エ］

エ 認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化の5年間の経過措置に係る法施行後2年見直しにあたっては、指導監督基準を満たすための補助制度の創設など、地方の意見を十分に反映した質の向上のための支援の充実

指導監督基準を満たしている施設の割合

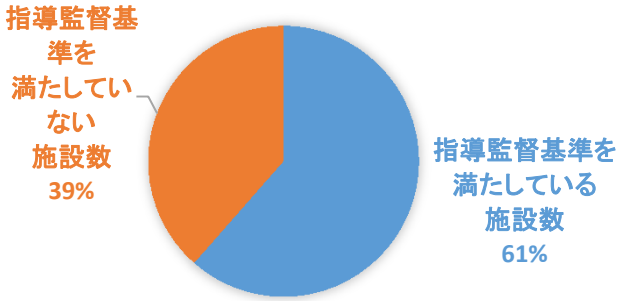

指導監督基準を満たすことが難しい項目（回答が多かった項目）

保育に従事する者の有資格者の数	19
施設基準	9
乳幼児健診の実施	9

※ 複数項目回答可

R3.3末現在の都道府県所管施設の状況（次世代PT調べ）

現 状

○ 認可外保育施設は、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の対象とされた。

○ 無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たすことが必要。
ただし、5年間の経過措置を設け、法施行後2年を目途に経過措置を見直し。（今年度見直し）。

○ 令和3年3月末時点において、指導監督基準を満たしている施設の割合は61%である。
（次世代PTによる都道府県照会結果。44都道府県の平均）

○ 基準を満たすことが難しい項目として、「保育に従事する者の有資格者の数」、「施設基準」、「乳幼児健診の実施」が多い。（次世代PTによる都道府県照会結果）

○ 外国にルーツのある設置者が、同じく外国にルーツのある子どもの保育を実施する施設については、職員の資格取得や保育内容など、現行基準を満たすことが困難な事例がある。

今後に向けて

○ 認可外保育施設が、認可施設への移行を目指さなくとも、指導監督基準を満たすことが可能となる支援を講ずる必要がある。

○ 外国籍の子どもを多く受け入れている認可外保育施設が、指導監督基準を満たせるよう、職員配置に係る資格要件の緩和が必要

○ また、経過措置期間中に指導監督基準を満たせなかった認可外保育施設についても保育の質を確保する仕組みも必要。（指導監督基準の解釈・運用の整理や見直し、届出制度の見直しなど）

2 児童虐待防止対策の推進等 ［提言 2(2)ア～ウ］

ア 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援、また、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充並びに第三者による評価の義務化

イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実

ウ 専門の研修機関の設置など国主導による人材育成システムの構築

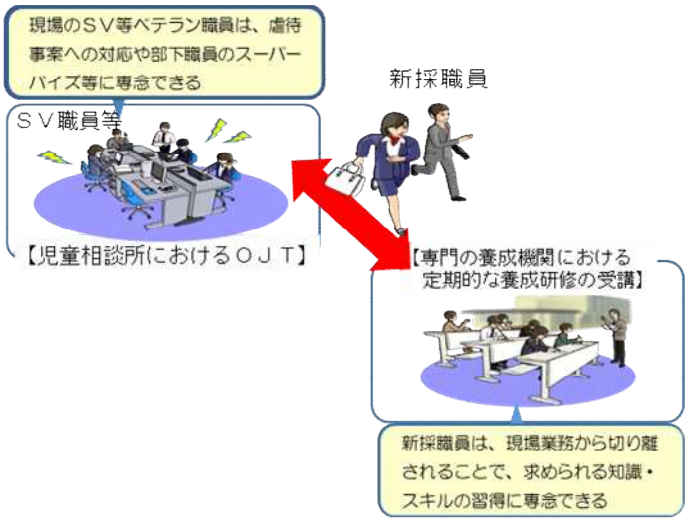

現 状

○ 令和元年度の全国の児童相談所における虐待相談対応件数は193,780件で、前年度に比べ33,942件(21.2%)増加しており、過去最多となっている。
　さらに、コロナ禍の外出自粛や休業後の生活不安やストレスによる配偶者等からのDVの増加や深刻化、生活・育児不安による児童虐待の増加が懸念される。

○ 国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン　2018年策定)において、2022年度までに、全国で児童福祉司を2,020人増員する計画が示されている。

○ 児童相談所の職員は、日々の多くの事案への対応を行いながら、新人職員の育成を行っている状況にあり、新人職員も十分な指導を受けられないまま業務にあたっているため、業務の負担が大きい。

○ 児童福祉司の育成については、研修の実施が法で定められており、研修科目は国から示されているものの、講義内容は各自治体に委ねられ、各自治体が研修を実施している。

今後に向けて

○ 虐待相談対応件数の増加に伴い、児相の体制強化のためには、児童福祉司のさらなる増員が必要。
　そのためには地方交付税措置を含む財源確保の拡充に加え、国が中心になって児童福祉司、児童心理司等の人材の確保のための採用活動等を行うことが必要である。

○ また、国において、「社会的養育専門委員会」で児童福祉司の有資格化について検討されているが、人材確保・養成には、大学や養成機関等において採用に十分な有資格者が輩出される環境が必要である。

○ 児童福祉司には、アセスメント力や関係機関との調整力といった高い専門性が求められ、児童福祉司の全国的な資質の向上が重要であり、国による統一した育成カリキュラムや専門の研修機関の設置など、国の主導による人材育成システムの構築や業務の負担軽減が必要である。

2 ヤングケアラーへの支援の強化 ［提言 3(2)］

ア 地方自治体が行う取組への財政面も含めた支援の実施
- ・学校や福祉機関、地域など子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
- ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
- ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査

イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上

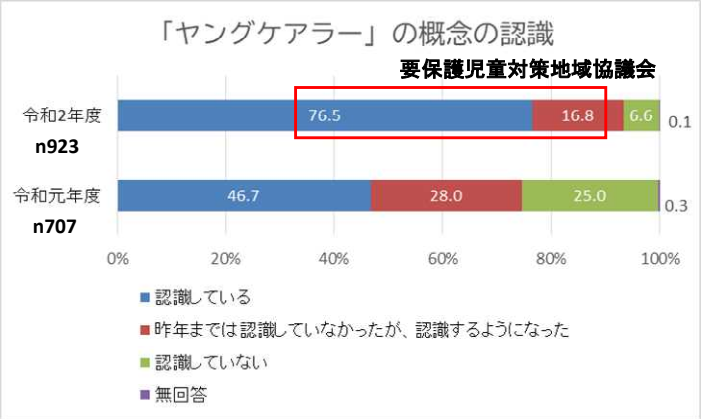

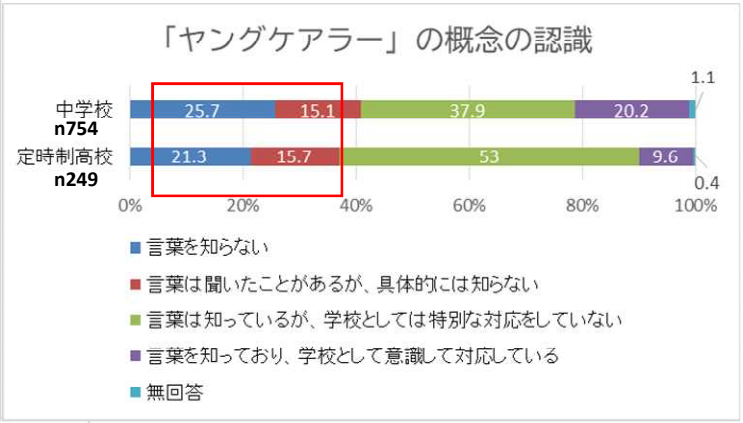

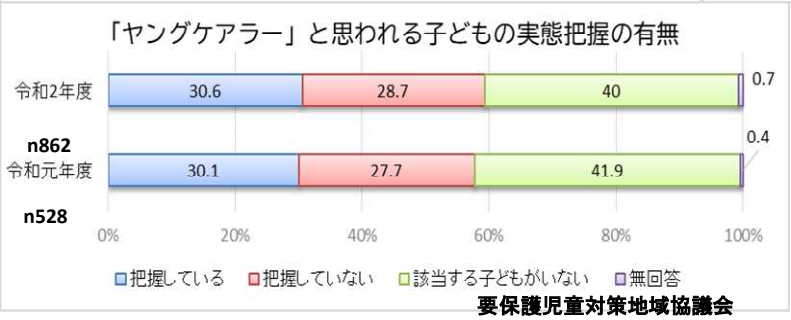

【ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題（上位回答）】

○ 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい

○ ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラー」という問題を認識していない

要保護児童対策地域協議会

出典：ヤングケアラーの実態に関する調査研究(R3.3)

現 状

○ ヤングケアラーの実態に関する調査研究により、実態や課題が見えたところ（厚生労働省と文部科学省が連携して実施。調査対象：要保護児童対策地域協議会、公立中学校・高校、公立中学2年生、高校2年生）。

【中学生、高校生の回答状況】
- ・世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%
- ・ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1～2割程度
- ・ヤングケアラーについて「聞いたことはない」との回答が8割超

○ 要対協の回答では、9割超がヤングケアラーを認識しているものの、学校では約4割が知らないと回答しており、社会的な認知は十分ではない。

○ 支援が必要であっても表面化しにくい構造であり、適切な支援につなげるためにも、早期発見・把握が重要。

○ 孤立しやすいヤングケアラーをどう支援するか、また、子どもであることを踏まえた支援が必要。

今後に向けて

○ ヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援を実施するため、地方自治体が行う取組に対し、支援体制整備への財政支援や多機関連携のための支援マニュアルの作成等の支援が必要である。

○ 本人や家族、周囲の気づきや早期把握のため、社会的認知度や社会全体で支援する機運の向上が必要である。なお、広報・啓発を行う際には、ヤングケアラーの気持ちに寄り添うことが必要。